

議第 3 号

令和3年度使用教科用図書の採択について

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条第1項および同法施行令第9条の規定に基づき、別紙採択基準案について岐阜県教科用図書選定審議会の意見を求めるものとする。

令和3年度に県立高等学校及び県立特別支援学校において使用する教科用図書の採択方針を別紙のとおり定めるものとする。

なお、令和2年4月22日開催予定の「第1回岐阜県教科用図書選定審議会」については、新型コロナウイルス感染症「非常事態宣言」が発令されたことを鑑み、各委員に関係文書を提示し、書面・電子メール等により意見表明や検討などを行うことにより、会議を開催したものとみなす。

令和2年4月17日提出

岐阜県教育委員会

教 育 長 安 福 正 寿

<根拠法令>

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

(昭和39年 法律第182号) (抄)

(教科用図書選定審議会)

第11条 都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）の意見をきかなければならない。

2・3 (略)

<参考>

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

第10条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

令和3年度使用小・中学校(特別支援学校の小・中学部を含む)用教科用図書の採択基準(案)

1 基本方針

- (1) 義務教育諸学校における教科用図書(以下「教科書」という。)の採択は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づいて実施すること。
- (2) 教科書の採択に当たっては、採択地区協議会委員、調査員等の人選等において公正を確保し、採択が適正に行われるように配慮すること。とりわけ、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないよう特に留意すること。
- (3) 次の各項目を踏まえ、教科の主たる教材として最も適切な教科書を採択すること。
 - ・学習指導要領(平成29年3月告示)を踏まえ、「知識及び技能の習得」「思考力、判断力、表現力等の育成」「学びに向かう力、人間性等の涵養」の実現につながるものであること。
 - ・当該採択権者の教育指導の方針や児童生徒の学力・学習状況、地域の実態に即したものであること。
 - ・障がいその他の特性の有無にかかわらず、児童生徒にとって読みやすいものであること。
- (4) 教科書の内容や構成上の工夫等について、各教科書の違いが明瞭に分かるように綿密な調査研究を行うこと。
- (5) これまでの慣例のみによって決定されたり、事実上、一部の特定の教員のみによって決定されたりすることのないよう、採択地区協議会等において十分な審議を行うこと。
- (6) 教科書の採択が、教科の主たる教材として最も適切な教科書を採択するものであることを踏まえ、保護者や地域住民に対してその説明責任を果たすという観点から、採択地区協議会等における選定資料や議事録、採択権者においては採択結果及びその理由等、教科書採択に関する情報を積極的に公表すること。

2 採択に当たっての留意事項

- (1) 小学校用教科書について
 - ・学校教育法(昭和22年法律第26号。)附則第9条第1項の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、基本的に令和元年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。
- (2) 中学校用教科書について
 - ・学校教育法附則第9条第1項の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、追って送付する中学校用教科書目録(令和3年度使用)に登載されている教科書のうちから採択しなければならないこと。
- (3) 特別支援学校の小・中学部用教科書について
 - ①小学部
 - ・学校教育法附則第9条第1項の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、基本的に令和元年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。
 - ②中学部
 - ・学校教育法附則第9条第1項の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、追って送付する特別支援学校用(小・中学部)教科書目録(令和3年度使用)に登載されている教科書のうちから採択しなければならないこと。
- (4) 無償措置法施行規則第6条の規定による採択について
 - ・上記(1)～(3)にかかわらず、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合には、令和元年度に採択した教科書と異なる教科書を採択することができること。また、その場合には、教科書発行者に

対して、調査研究等に必要な部数の教科書見本の送付を求めても差し支えないこと。

(5) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書について

- ・特別支援学校及び特別支援学級においては、学校教育法附則第9条第1項の規定により、教科書目録に登載されている教科書以外の教科用図書を採択することができること。
- ・調査研究に当たっては、県教育委員会において作成する「一般図書選定資料〔特別支援学校（小学部・中学部）及び小・中学校特別支援学級用〕」を十分に活用し、教科書の採択に当たって、採択権者は、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定すること。

3 共同採択地区における採択地区協議会の設置・運営及び協議に係る留意事項

採択地区協議会の設置・運営及び協議については、次に示すことに留意すること。また、単独採択地区における選定委員会等においても、次に示す内容を参考にすること。

(1) 設置

- ・最初の会の招集者は、各地区市町村教育委員会教育長会長とすること。
- ・各地区は、採択地区協議会を設置完了し次第、速やかに下記事項について県教育委員会に報告すること。
 - ① 採択地区協議会規約、設置・運営方針及び採択方針
 - ② 協議会について
 - ア 名称、目的、組織、構成
 - イ 委員の選出、委嘱の方法など
 - ウ 委員の名簿
 - エ その他

(2) 運営及び協議

- ① 採択地区内では、令和2年8月7日（金）までに種目ごとに同一の教科書を採択することについての協議を終えること。
- ② 市町村教育委員会は、採択地区協議会最終日の翌日から令和2年8月14日（金）までの期間中に採択を決議し、採択地区協議会にその旨を報告すること。
- ③ 採択地区協議会は、地区内の市町村教育委員会の採択決議が全て終了することにより、地区採択が完了したものとすること。
- ④ 市町村教育委員会は、採択地区の採択完了以後に、各学校へ採択結果を通知すること。
- ⑤ 保護者等の幅広い視点から教科書についての意見を聞くことができるよう、採択地区協議会の委員の構成や協議の進行の仕方等を工夫改善すること。
- ⑥ 協議の調わない場合に備え、再協議が可能な採択日程を設定するとともに、再協議の手続を明らかにし、各教育委員会の意見を踏まえ協議を尽くした上で決するなど、最終的な合意形成の方法をあらかじめ定めること。
- ⑦ 採択地区の設定、採択地区協議会の運営、調査研究や審議の在り方、採決までの流れ、静ひつな審議環境の確保と開かれた採択等について不断の見直しを行うこと。
- ⑧ 採択結果及びその理由をはじめとした教科書採択に関する情報を保護者や地域住民等が容易に得ることができるよう、公表の時期・方法等について不断の改善を図ること。

4 その他

- ・採択権者は、新型コロナウイルスの影響により、教育委員会等において教科書採択に関する事務処理が法令、文部科学省通知「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）（令和2年3月27日付け元文科初第1807号）」及び本採択基準等により難しい事情がある場合には、速やかに県教育委員会学校支援課に相談すること。

令和3年度使用県立高等学校用教科用図書の採択方針（案）

県立高等学校の教科用図書の採択は、各学校が以下の項目を踏まえて選定した教科用図書の報告を受け、県教育委員会がこれを行う。

- 1 教科用図書の選定に当たっては、令和3年度使用高等学校用教科書目録に登載されているもののうちから、選定すること。

なお、学校設定教科・科目等の教科用図書の選定において、令和3年度使用高等学校用教科書目録に適切な教科用図書が登載されていない場合には、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（岐阜県立高等学校管理規則第11条において「準教科書」とされる教科用図書）を選定することができる。この場合には、岐阜県立高等学校管理規則第11条により、県教育委員会に申請し、承認を受けなければならない。

- 2 教科用図書の選定に当たっては、同一の課程・学科内にあつて単位数を同じくする科目について、一種の教科用図書を選定するようにするとともに、毎年度変更することがないように、学校統合等特別な場合を除き、原則として2年間は同種の教科用図書を選定すること。

- 3 教科用図書の選定に当たっては、教科書選定委員会を設け、自校の編成する令和3年度教育課程に最も適合する教科用図書を選定すること。

なお、教科書選定委員会は、校長を長とし、副校長、教頭並びに各教科・科目の教科用図書を調査・研究及び選定するのに適当な職員及び学識経験者等の中から、校長が委嘱する委員をもって組織すること。ただし、教科用図書の編著作に関与した者及び教科用図書発行者が主催する教科用図書に関する会議等に参加した者は委員になることはできない。

- 4 教科用図書の選定に当たっては、教科書センターの展示や文部科学省の集録した「編集趣意書」等を十分活用し、教科用図書の比較研究を十分に行い、教科書選定委員会において慎重に審議すること。

- 5 教科用図書の選定に当たっては、公正確保に努めるとともに、教科用図書発行者の勧誘、宣伝行為による影響によって左右されることのないようにすること。

- 6 教科用図書の選定に当たっては、文部省発行の「教科書採択事務取扱要領」（平成3年3月）及び岐阜県教育委員会発行の「県立高等学校用教科書選定・採択事務取扱いの手引」（令和2年度版）に記載されている事項に十分留意すること。

令和3年度使用県立特別支援学校用教科用図書の採択方針(案)

県立特別支援学校の教科用図書の採択は、各学校が以下の項目を踏まえて選定した教科用図書の報告を受け、県教育委員会がこれを行う。

- 1 小学部・中学部用教科用図書の選定に当たっては、教科用図書選定審議会の意見を踏まえ、令和3年度使用特別支援学校用教科書目録に登載されているもののうちから選定すること。この場合には、種目ごとに一種の教科用図書を選定するとともに、特別な場合を除き、毎年度変更することがないように、原則として4年間は種目ごとに同種の教科用図書を選定すること。

なお、特別支援学校用教科書目録に該当する教科用図書がない場合や、特別な教育課程による場合で特別支援学校用教科書目録に登載されている教科用図書を使用することが適当でない場合には、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を選定することができる。

高等部用教科用図書の選定に当たっては、現在のところ特別支援学校用（高等部）教科書目録がないため、全て学校教育法附則第9条の規定による教科用図書となることから、毎年度異なる教科用図書を選定することができる。この場合には、岐阜県立特別支援学校管理規則第10条により、県教育委員会に申請し、承認を受けなければならない。

- 2 教科用図書の選定に当たっては、教科書選定委員会を設け、自校の編成する令和3年度教育課程に最も適合する教科用図書を選定すること。

なお、教科書選定委員会は、校長を長とし、教頭並びに各教科・科目の教科用図書を調査・研究及び選定するのに適当な職員及び学識経験者等の中から、校長が委嘱する委員をもって組織すること。ただし、教科用図書の編著作に関与した者及び教科用図書発行者が主催する教科用図書に関する会議等に参加した者は委員になることはできない。

- 3 教科用図書の選定に当たっては、教科書センターの展示、文部科学省の集録した「編集趣意書」及び県教育委員会が作成する「一般図書選定資料」等を十分活用し、調査・研究を行い、教科書選定委員会において慎重に審議すること。

- 4 教科用図書の選定に当たっては、公正確保に努めるとともに、教科用図書発行者の勧誘、宣伝行為による影響によって左右されることのないようにすること。

- 5 教科用図書の選定に当たっては、文部省発行の「教科書採択事務取扱要領」（平成3年3月）に記載されている事項に十分留意すること。

また、岐阜県教育委員会発行の「県立高等学校用教科書選定・採択事務取扱の手引」（令和2年度版）に準じて行うこと。

【資料】教科書選定・採択事務の流れ

時期		県教育委員会（定例教委）	義務教育諸学校		県立高等学校・県立特別支援学校		
月	旬		項目	県教育委員会事務局 （学校支援課）	項目	県教育委員会事務局 （学校支援課）	学校の処理事項
4	上	<ul style="list-style-type: none"> 岐阜県教科用図書選定審議会（以下選定審という。）委員の任命 選定審への諮問事項（「採択基準（案）」）、県立高等学校・県立特別支援学校用教科用図書の採択方針について審議 	<ul style="list-style-type: none"> 「教科書採択における公正確保の徹底等について」「令和3年度使用教科書の採択事務処理について」（文部科学省通知） 	<ul style="list-style-type: none"> 通知文書を各市町村教育委員会に送付 			
	下		<ul style="list-style-type: none"> 【第1回選定審】 採択基準（案）の審議 専門調査員委嘱 採択日程等の審議 	<ul style="list-style-type: none"> 自己申告書の送付、受取 	<ul style="list-style-type: none"> 県立高等学校・県立特別支援学校用教科用図書の採択方針の決定 	<ul style="list-style-type: none"> 通知文書を各高等学校・特別支援学校に送付 	<ul style="list-style-type: none"> 学識経験者等を決定し、教科書選定委員会を設置
5	上		<ul style="list-style-type: none"> 採択基準の答申（選定審会長より教育長へ） 採択基準（専決）（第1回採択地区協議会） 各種目の調査研究、調査研究資料の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 各市町村教育委員会に採択基準を送付 専門調査員会の運営 各採択地区から、教科用図書選定審議会設置完了報告 	<ul style="list-style-type: none"> 教科書目録の送付 	<ul style="list-style-type: none"> 教科書目録を各県立高等学校・特別支援学校に送付 	<ul style="list-style-type: none"> 教科書について調査・研究
					<ul style="list-style-type: none"> 教科書選定委員会の委員名簿の作成 教科書選定委員会の委員の審査 教科書選定委員会の委員の委嘱 	<ul style="list-style-type: none"> 依頼文書を各高等学校・特別支援学校に送付 教科書選定委員会の委員の審査（教科書編著者の有無） 依頼文書を各高等学校・特別支援学校に送付 	<ul style="list-style-type: none"> 教科書選定委員会の委員名簿を作成・提出（自己申告書提出） 学識経験者を委員に委嘱
	下	<ul style="list-style-type: none"> 採択基準の報告 令和元年度検定合格教科書の閲覧（中学校） 	<ul style="list-style-type: none"> 【第2回選定審】 調査研究結果の審議（小学校、市立特別支援学校、特別支援学級用附則9条本） 	<ul style="list-style-type: none"> 各市町村教育委員会に調査研究資料を送付 	<ul style="list-style-type: none"> 教科書選定資料の配布 	<ul style="list-style-type: none"> 教科書選定資料を各特別支援学校に送付 	
6			<ul style="list-style-type: none"> （各採択地区における調査研究） 		<ul style="list-style-type: none"> 教科書選定委員会 		<ul style="list-style-type: none"> 教科書選定委員会において教科書選定の適否について審議
7		<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度検定合格教科書の閲覧（県立学校） 	<ul style="list-style-type: none"> （第2回採択地区協議会） 各採択地区における教科書の選定 		<ul style="list-style-type: none"> 【特別支援学校】 現行の小学校用教科書、令和元年度検定合格中学校用教科書、特別支援学校用教科用図書の閲覧 		<ul style="list-style-type: none"> 教科書選定委員会の議事録及び教科書選定理由書を提出
8		<ul style="list-style-type: none"> 教科書の採択（県立学校） 	<ul style="list-style-type: none"> （各市町村教育委員会における採択 8月31日まで） 		<ul style="list-style-type: none"> 教科書の採択 採択結果（使用教科書一覧）公開 	<ul style="list-style-type: none"> 採択結果を各高等学校・特別支援学校に通知 総合教育センターのホームページに公開 	
9	上		<ul style="list-style-type: none"> 採択結果、選定審議会事録等の公開（9月1日以降） 文部科学省へ報告（期限：9月16日） 	<ul style="list-style-type: none"> 各市町村より教科書需要数の報告 	<ul style="list-style-type: none"> 教科書採択状況調査報告 	<ul style="list-style-type: none"> 文部科学省へ報告（期限：9月16日） 	

令和2年度 教科書センター及び教科書センター分館一覧

地区	名称	設置施設	所在地・連絡先	おもな利用区域	開館	閉館日	展示教科書		
							小・中	高	特別支援
全 県	中央教科書センター	岐阜県総合教育センター内	〒500-8384 岐阜市藪田南5-9-1 TEL 058-271-3325	全県	9:00~17:00	土・日曜日、祝祭日、年末年始	○	○	○ <small>附則9条図書</small>
	岐阜県教科書センター	岐阜県図書館内	〒500-8368 岐阜市宇佐4-2-1 TEL 058-275-5111		10:00~ 平日20:00 日祝18:00	月曜日、毎月最終金曜日、年末年始	○	○	×
岐 阜 市	岐阜教科書センター	羽島市立図書館内	〒501-6244 羽島市竹鼻町丸の内6-2 TEL 058-392-2270	羽島市	10:00 ~18:00	月曜日（祝日の場合は翌日）祝日の翌日、毎月 末日（土日の場合は除く）、年末年始	○	×	×
	各務原分館	各務原市立中央図書館内	〒504-0911 各務原市那加門前町3-1-3 TEL 058-383-1122	各務原市	10:00 ~19:00	月曜日 祝日の翌日、年末年始	○	×	×
	山県分館	高富中央公民館内	〒501-2114 山県市佐賀588-2 TEL 0581-22-3351	山県市	9:00~17:00	月曜日 年末年始	○	×	×
	瑞穂分館	瑞穂市図書館内	〒501-0224 瑞穂市稲里28-1 TEL 058-326-2300	瑞穂市	10:00 ~18:00	月曜日、祝日の翌日、毎月末日、年末年始、特 別整理期間	○	×	×
	巢南分館	瑞穂市図書館（分館）内	〒501-0305 瑞穂市宮田304-2 TEL 058-328-7070	瑞穂市	10:00 ~18:00	月曜日、祝日の翌日、毎月末日、年末年始、 特別整理期間	○	×	×
	本巣分館	本巣市図書館 （しんせいほんの森）内	〒501-0465 本巣市軽海424 TEL 058-323-5757	本巣市	10:00 ~18:00	月曜日、毎月月末日、祝日の翌日、年末年始	○	×	×
	岐南分館	岐南町図書館内	〒501-6013 羽島郡岐南町平成7-38 TEL 058-247-7737	羽島郡岐南町	9:30~18:00	月曜日、毎月最終金曜日、祝日の翌日、年末年 始	○	×	×
	笠松分館	笠松中央公民館（図書室）内	〒501-6083 羽島郡笠松町常盤町6 TEL 058-388-3231	羽島郡笠松町	10:00 ~16:30	毎月の月末（末日が土、日、祝日の場合はその翌 日）、年末年始	○	×	×
岐 阜 市	北方分館	北方町生涯学習センター 「きらり」内	〒501-0431 本巣郡北方町北方1857 TEL 058-320-2200	本巣郡北方町	10:00 ~18:00	毎週月曜日（ただし、その日が国民の祝日及び 休日の場合には、その翌営業日）、年末年始	○	×	×
岐 阜 市	岐阜市 教科書センター	岐阜市立中央図書館	〒500-8076 岐阜市司町40番地5 TEL 058-262-2924	岐阜市中心部	9:00~20:00	毎月最終火曜日（火曜日が祝日の場合は翌日） 年末年始12月31日~1月3日	○	○	×
	岐阜市 教科書センター分館	岐阜市教育研究所内	〒501-3133 岐阜市芥見南山3-10-1 TEL 058-241-2114	岐阜市北部	9:00~17:00	土日、祝日、年末年始	○	×	×
	岐阜市 教科書センター第2分館	岐阜市立図書館分館内	〒500-8521 岐阜市橋本町1-10-23 JR岐阜駅東高架下ハートフルスクエア-G内 TEL 058-268-1061	岐阜市南部	9:00~21:00	毎月最終火曜日（火曜日が祝日の場合は翌日） 年末年始12月29日~1月3日	○	×	×
西 濃	西濃教科書センター	西濃教育事務所内	〒503-0838 大垣市江崎町422-3 TEL 0584-73-1111	西濃全域	9:00~17:00	土日、祝祭日、年末年始	○	○	○
	養老分館	養老中央公民館内	〒503-1251 養老郡養老町石畑491 TEL 0584-32-1281	養老町	9:00~17:00	月曜日（祝日の場合は翌日）、月末日（土日祝 日の場合は前日）、年末年始	○	×	×
	神戸分館	神戸町立図書館内	〒503-2306 安八郡神戸町北一色821-1 TEL 0584-27-9866	神戸町、安八町 輪之内町	9:00~17:00	月曜日（祝日の場合は翌日）、祝日の翌日、最 終金曜日、年末年始	○	×	×
	大垣分館	大垣市立図書館内	〒503-0911 大垣市室本町5-51 TEL 0584-78-2622	大垣市	9:00~17:00	火曜日（祝日の場合は翌日）、祝日の翌日、最 終金曜日、年末年始	○	×	×
	海津分館	海津市海津図書館内	〒503-0654 海津市海津町高須605 TEL 0584-53-1515	海津市	9:00~19:00	月曜日（祝日の場合は翌日以降の最初の平日） 最終木曜日、年末年始	○	×	×
	揖斐川分館	揖斐川町立揖斐川図書館内	〒501-0603 揖斐郡揖斐川町上南方15-1 TEL 0585-22-0219	揖斐川町 大野町、池田町	平日9:00~17:30 土日9:00~17:00	月曜日（祝日の場合は翌日）、祝日の翌日、月 末整理日、年末年始	○	×	×
垂井分館	タカイピアセンター 図書館内	〒503-2121 不破郡垂井町2443-1 TEL 0584-23-3746	垂井町 関ヶ原町	10:00 ~18:00	月曜日（祝日の場合は翌日）、祝日の翌日、最 終木曜日、年末年始	○	×	×	

美濃	美濃教科書センター	美濃教育事務所内	〒501-3756 美濃市生櫛1612-2 TEL 0575-33-4011	美濃全域	9:00~17:00	土・日曜日 祝祭日	○	○	○
	関分館	関市まなびセンター内	〒501-3802 関市若草通2-1 TEL 0575-23-7760	関市	9:00~17:00	月曜日 祝祭日の翌日	○	○	×
	美濃分館	美濃市図書館	〒501-3701 美濃市1571-2 TEL 0575-35-2280	美濃市	平日10:00~18:00 土日・祝日 10:00~17:00 (6~9月の土日 10:00~19:00)	月曜日、祝祭日の翌日（その日が月曜日に当たるときは、その翌日） 第4金曜日 年末年始	○	×	○
	郡上分館	郡上市図書館はちまん分館内	〒501-4222 郡上市八幡町島谷207-1 TEL 0575-65-6769	郡上市	10:00 ~17:00	月曜日・祝祭日 第3日曜日 第4金曜日	○	×	×
可茂	可茂教科書センター	可茂教育事務所内	〒505-8508 美濃加茂市古井町 下古井2610-1 TEL 0574-25-3111	可茂全域	9:00~16:30	土・日曜日 祝祭日	○	○	○
	美濃加茂分館	みのかも文化の森内	〒505-0004 美濃加茂市蜂屋町 上蜂屋3299-1 TEL 0574-28-1110	美濃加茂市 加茂郡	9:00~17:00	月曜日、（祝日の場合は翌日）	○	×	×
	可児分館	可児市教育研究所内	〒509-0214 可児市広見1-5 TEL 0574-63-4841	可児市	平日 9:00~17:00	土・日曜日 祝祭日	○	×	×
	白川分館	美濃白川楽集館内	〒509-1105 加茂郡白川町河岐1728 TEL 0574-74-1022	加茂郡	9:00~20:00	第2月曜日（祝日の場合は翌日）	○	×	×
	御嵩分館	中山道みたけ館内	〒505-0116 可児郡御嵩町御嵩1389-1 TEL 0574-67-7500	可児郡	平日 10:00~18:00 土・日・祝日 9:00~17:00	月曜日、毎月第3火曜日、最終金曜日	○	×	×
東濃	東濃教科書センター	東濃教育事務所内	〒509-7203 恵那市長島町正家字後田1067-71 TEL 0573-26-1111	東濃全域	9:00~17:00	土・日曜日 祝祭日	○	○	○
	多治見分館	多治見市教育研究所内	〒507-8787 多治見市音羽町1-233 TEL 0572-22-1111	多治見市	9:00~17:00	土・日曜日 祝祭日	○	×	○
	中津川分館	中津川市教育委員会事務局内	〒508-0032 中津川市栄町1-1 TEL 0573-66-1111	中津川市	9:00~17:00	土・日曜日 祝祭日	○	×	○
	瑞浪分館	瑞浪市教育研究所内	〒509-6195 瑞浪市上平町1-1 TEL 0572-68-2111	瑞浪市	9:00~17:00	土・日曜日 祝祭日	○	×	○
	恵那分館	恵那市教育委員会事務局内	〒509-7292 恵那市長島町正家1-1-1 TEL 0573-26-2111	恵那市	9:00~17:00	土・日曜日 祝祭日	○	×	○
	土岐分館	土岐市教育研究所内	〒509-5192 土岐市土岐津町土岐口2101 TEL 0572-54-1111	土岐市	9:00~17:00	土・日曜日 祝祭日	○	×	○
飛騨	飛騨教科書センター	飛騨教育事務所内	〒506-8688 高山市上岡本町7-468 TEL 0577-33-1111	飛騨全域	9:00~16:30	土・日曜日 祝祭日	○	○	○
	高山分館	高山市教育研究所内	〒509-3505 高山市一之宮町3100 TEL 0577-53-2368	高山市	9:00~17:00	土・日曜日 祝祭日	○	×	×
	高山第2分館	高山市図書館「煥章館」	〒506-0838 高山市馬場町2丁目115番地 TEL 0577-32-3096		9:30~21:30	月1回月末図書整理日 11月第4日曜日から7日間（蔵書点検期間） 年末年始12月31日~1月3日	○	×	×
	飛騨分館	飛騨市図書館内	〒509-4292 飛騨市古川町本町2-22 TEL 0577-73-5600	飛騨市	平日・土・祝日 9:00~20:00 日曜日 9:00~17:00	月曜日（祝日の場合は翌日） 毎月最終金曜日	○	×	×
	飛騨第2分館	飛騨市神岡図書館	〒506-1111 飛騨市神岡町東町378 TEL 0578-82-1764		火~土曜日、祝日 9:00~19:00 日曜日 9:00~17:00	月曜日（祝日の場合は翌日） 月末最終金曜日（図書館整理） 年末年始	○	×	×
	下呂分館	はぎわら図書館内	〒509-2517 下呂市萩原町萩原1166-8 TEL 0576-52-2900	下呂市	9:30~18:00	月曜日・第3日曜日、最終金曜日	○	×	×
	白川分館	白川村立白川郷学園内	〒501-5629 大野郡白川村鳩谷614-1 TEL 05769-6-1366	大野郡	9:00~16:30	土・日曜日 祝祭日、学校休業日	○	×	×

※年末・年始等の閉館日は各施設により異なります。